

6. 補装具費

補装具

問合せ・・・障がい福祉課 自立支援係 525-3746

申請先・・・障がい福祉課 自立支援係・各支所窓口

補装具とは

- (1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの
- (2) 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- (3) 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

注 意 点

65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者の方は、次の補装具は介護保険での貸与が優先されます。

利用が必要な場合は、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。

●車椅子 ●電動車椅子(付属品含む) ●歩行器 ●歩行補助つえ

対象者

- 身体障害者手帳を所持する方
- 厚生労働省指定の難病の方（359疾患）（巻末資料参照）
 - ・補装具ごとに交付条件が決められています。
 - ・18歳未満の方は、種目等が異なりますので事前にご確認ください。

申請に必要なもの

- 申請書
- 身体障害者手帳、又は難病等の疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は指定難病医療受給者証等）
- 印かん
- 個人番号を確認できる書類（P58参照）
- 身元を確認できる書類（手帳のない方）（P58参照）
- 見積書
- 意見書（判定を要する場合）

要否判定

はじめての申請や再交付を希望する場合、判定（審査）の必要な種目がありますので事前にご相談ください。

費用負担

原則1割負担

*所得に応じて一定の負担上限があります。

- ・18歳以上の申請は、申請者(障害者)及び配偶者が住民税所得割額46万円以上の場合、全額自己負担となります。
- ・18歳未満の障害児は、同一世帯全員が世帯の範囲となるため、世帯員で住民税所得割額46万円以上の方がいる場合、全額自己負担となります。

種類

障がいの内容及び程度に応じ、下表の補装具の購入費(修理費)が支給されます。

肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具(上肢・体幹・下肢・靴型)、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(カナディアンクラッチ・ロフストランドクラッチ・多点杖・松葉杖)		
肢体不自由及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置		
視覚障害	義眼 遮光眼鏡	矯正眼鏡 弱視眼鏡	コンタクトレンズ 白杖
聴覚障害	補聴器(ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型)		

更生相談所(県)の判定が必要な補装具		更生相談所(県)の判定が不要な補装具	
必ず相談会出席	相談会出席または 医師の意見書により判定	医師の意見書により判定	申請書で判定
<ul style="list-style-type: none"> ●骨格構造義肢 ●電動車椅子 ●重度障害者用意思伝達装置 	<ul style="list-style-type: none"> ●殻構造義肢 ●装具(上肢・体幹・下肢・靴型) ●座位保持装置 ●補聴器(ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型) ●車椅子(オーダーメイド) 	<ul style="list-style-type: none"> ●義眼 ●遮光眼鏡 ●弱視眼鏡 ●コンタクトレンズ ●歩行器 ●車椅子(既製品)手押し型以外 	<ul style="list-style-type: none"> ●白杖 ●歩行補助つえ(カナディアンクラッチ・ロフストランドクラッチ・多点杖・松葉杖) ●車椅子(既製品)手押し型

他法との関連(優先順位は下記のとおり)

- ①損害賠償制度・・・自動車損害賠償責任法等加害者が直接損害賠償責任を負う制度
- ②業務災害補償制度・・・労働者災害補償等業務上の起因による障害等への補償制度
- ③社会保険制度・・・健康保険等の制度(治療用装具での矯正治療等)
- ④社会福祉制度・・・介護保険、障害者総合支援法等(介護保険優先)
- ⑤公的扶助制度・・・生活保護等

補装具の借受け制度について

平成30年度より、借受けによることが適当である場合、一部対象品目について「借受け制度」が始まりました。申請手続きにつきましては、従来の購入及び修理の場合に準じます。

借受けによることが適当である場合
①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
②障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

対象品目
①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
②重度障害者用意思伝達装置の本体
③歩行器
④座位保持椅子